

平成 19 年 3 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 19 年 3 月 16 日（金）午前 9 時 00 分

2 出席委員

奥寺 康彦 委員長
出光 ケイ 委員
齋藤 道子 委員
三浦溥太郎 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
教育研究所長	渡辺 浩
中央図書館長	濱田 祐治
自然・人文博物館長	林 公義

4 傍聴人

なし

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に田中委員を指名した

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(田中教育長)

それでは私から3点ほどご報告申し上げます。まず、1点目ですが、2月の26日、田浦中学校におきまして、3年生を対象に、道徳の授業の一環としてサッカーを通して得たものについてご講演いただきました。

当日は委員長からサッカーを通じた人生観をお話いただき、生徒の方も大変感銘を受けたように学校から報告を受けております。お忙しいなか、ありがとうございました。

続きまして2点目ですが、現在平成19年第1回市議会定例会の開会中でございます。2月23日から3月26日までの期間で行われており、審査の中心が平成19年度予算や条例改正などでございます。昨日の教育経済常任委員会では、教育委員会が審査を受け、新年度予算審査を受けました。厳しい財政状況は教育委員会も例外ではございませんが、魅力ある事業展開ができるように努力してまいり所存でございます。

最後になりますが、年度末のお忙しいなか、卒業式にご参列いただきまして、誠にありがとうございます。また今後も引き続きよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議案第11号 『教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則中改正について』

議案第12号 『文書の取扱いについて中改正について』

議案第13号 『横須賀市教育委員会公印規則中改正について』

委員長 提案理由に関連があるため、一括して議題とすること宣言

(総務課長)

議案第11号から議案第13号までを一括してご説明いたします。

教育委員会では平成19年度からの横須賀美術館の開館に伴い、教育機関の組織として「美術館」を新設し、その円滑な運営に資するため、美術館に「美術館運営課」を設置し、併せて自然・人文博物館に「博物館運営課」を設置するとともに、美術館に非常勤の館長、副館長を、博物館に非常勤の館長を設置いたします。

また中央図書館と博物館に配置されていた課長級であります副館長のポスト

を廃止いたします。今回の規則等改正議案は、ただいま申し上げました組織等の改正に伴い必要となります規則等の改正でございます。

それでは各議案についてご説明いたします。議案第 11 号「教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則中改正について」は、ポストの新設廃止に伴い、教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則に記載されております個人情報管理責任者を変更するものです。

具体的には新設の課長を追記し、ポスト廃止に伴い代替りの責任者を配置するものございます。

つづきまして議案第 12 号「文書の取扱いについて中改正について」は、規程中に新設の美術館の文書の記号を追加すること、またポストの廃止に伴い決裁を行う際の区分欄の整備を行うものです。

次に議案第 13 号「横須賀市教育委員会公印規則中改正について」は、新設の美術館に館の印ならびに館長の印を設置するとともに、その印影を追加いたします。また現在使用していない公印を削除する事です。

なお施行期日は、いずれの規則も平成 19 年 4 月 1 日となります。よろしくご審議の程お願いいたします。

質問、討論なく、採決の結果、議案第 11 号・議案第 12 号・議案第 13 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第 14 号「市立学校職員の勤務時間に関する規定中改正について」

議案第 15 号「学校用務員の勤務時間及び職務に関する規定中改正について」

議案第 16 号「学校給食調理員の勤務時間及び職務に関する規定中改正について」

議案第 17 号「横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規定中改正について」

議案第 18 号「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程中改正について」

委員長 提案理由に関連がるため一括して議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第14号から議案第18号まで一括でご説明させていただきます。

改正理由は、現在市費負担教職員は、休憩時間30分と休息時間30分の昼休みを設定していますが、労働基準法では正規の勤務時間が6時間を超える場合には、少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を当該勤務時間の途中に与えなければいけないとなっています。また平成18年7

月人事院規則の改正により、休息時間が廃止されました。このことにより、国が休息時間廃止を含めた勤務時間の見直しを実施したため、本市においても休息時間の廃止を含めた勤務時間の適正化を実施することと、その他所要の条文整備を行うため、これらの規程を改正するものです。

議案第14号をご覧ください。その裏面ですがその文章の中の休息時間を削るということと、条文の番号を変えるものです。

議案第15号の裏面をご覧ください。これも勤務時間が午前8時から午後4時30分までだったのを午後4時45分までに変えたもの、および休息時間を削るということで、改正するものです。

議案第16号の裏面をご覧ください。これは調理員の勤務時間ということで同じ内容でございます。

議案第17号の裏面をご覧ください。これにつきましても休息時間の条文を削るということになっています。

議案第18号の7ページをご覧ください。これは学校の服務規程に関して提出する文書なのですが、そこのなかの休息時間を削るということです。3ページから6ページにつきましては、文言の不備等がございましたので、改正するものでございます。

(田中教育長)

休息時間と休憩時間の違いを述べていただけますか。

(教職員課長)

休憩時間というのは、勤務時間のなかで自由に使っていい時間で、給料が払われず無給の時間帯です。したがって休憩時間は自由に使えます。休息時間というのは、一息つくという意味合いです。休息時間と休憩時間の大きな違いは、給与が払われているか、いないかという違いです。

(出光委員)

だいたい民間の会社ですと、昼休みの時間は1時間くらいだと思います。食事をする店舗が混んでいたりすることも想定され、弁当持参であれば、食事をするのに十分な時間かもしれませんが、授業に入る前の準備なども含めると、昼休みを45分とするまでの経緯を教えてくださいませんか。

(教職員課長)

今まで、休息時間30分、休憩時間30分、あわせて1時間のお昼休みでした。この場合、休憩時間は無給なので問題ないのですが、休息時間については

給与が払われておりますので、例えば給与が払われている時間帯に勤務場所を離れることの是非の問題もございまして、改正に至った経緯があります。

(出光委員)

ちなみに先生達は、逆にこの改正により、外に食事に行くことなどが可能となったということでしょうか。

(教職員課長)

教員につきましては、勤務場所を離れることは可能なのですが、通常は学校に生徒がおりますので、なかなか昼休みに外に食事に出るなどで学校を離れることは難しいのが現状です。また今回の改正の対象が市費教職員になりますので、実際には高校の教職員が対象になります。従って食事については、高校の食堂、弁当持参、もしくは出前をとるというような形で済ませていると思われま

その他には質問、討論なく、採決の結果、議案第 14 号・議案第 15 号・議案第 16 号・議案第 17 号・議案第 18 号については「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

(委員長)

続きまして報告事項を聴取します。

(総務課長)

本日議決をいただきました規則等の他に次年度の執行体制に向けて必要となります規則改正がございますので、この点についてご説明いたします。

報告事項の資料「今後改正する教育委員会規則等について」をご覧ください。

まず資料の 1 「組織改正に伴うもの」として「(1) 教育委員会事務局等事務分掌規則」「(2) 教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について」「(3) 教育委員会専決規程」でございます。これらの規則につきましては、組織の改正に伴い必要となるものですが、関連の市長部局とも改正内容を合わせる必要がありまして、現在調整中でございます。また、2 「法等の改正に伴うもの」として掲げました、「(1) 教育委員会職員職名規則」「(2) 教育委員会職員の勤務時間に関する規則」「(3) 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則」につきましても、法改正に伴う本市規則改正が必要となりますが、前述の規則と同様に市長部局と内容をあわせる必要がございますので、現在調整を進めてございます。これらにつきましては、今後議案として、

年度内に提出をさせていただき予定でございますので、ご承知おきをお願いいたします。

特に質問はなく、次の報告事項を聴取。

(教職員課長)

「教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正」及び「教育職員手当等支給規則中改正」、「最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則制定」についてご説明いたします。

前回の教育委員会で、給与に関する条例改正案の市議会への提出を議決していただきましたが、市議会で条例が議決されませんと、関連する規則を改正することができません。今回条例改正の議決前ではございますが、あらかじめ条例改正に伴う規則改正案を説明させていただき、条例改正が議決された後に、あらためて規則改正案を議案として提出させていただきます。それでは1ページをご覧ください。これは教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則についてですが、給料表の統合及び改定に伴い、級別標準職務基準表及び初任給基準表の改正を行うものです。1ページは高校の給料表・幼稚園の給料表というのが統合されて、教育職給料表になるというものです。2ページも同様に高校・幼稚園というのが1つになる改正であります。3ページをご覧ください。教育職員手当等支給規則についてですが、給料表の統合及び改定に伴い、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、期末勤勉手当基礎額の加算、加算額の改定を行うものです。また、条例改正に伴う経過措置、所要の条文整備も併せて行います。3ページの下の方ですが、現行の1号級を4つに分けるという改正です。4ページをご覧ください。これも同じく教育特別手当の表の改正です。5ページにつきましては、期末勤勉手当の基礎額の改正であります。6ページは、教育調整額の支給を受けない教育職員の給与月額に加える額です。教育調整額というのは2級の教諭のみ払われるものであり、教頭・校長管理職になりますと教育調整額がなくなります。その代わり管理職手当等ありますが、その教諭の現在の給号級が管理職となったために総額が減ってしまう場所があるわけですね、そういう場合にそうならないように加算額を加えるということです。7ページも同様でございます。8ページをご覧ください。最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則についてですが、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例改正附則第5項の規定により、従来給料表で定められている号給を超えた給料月額を支給されていた者に対する新給料表上での号給を定めるものであります。現在の給料表では毎年昇給していき、最終的には、

1年たつと号級がないのですが、昇給していくという形になっています。それなので、今度新しい給料表になるときは、枠外というのですが、その人たちを新しい給料表のどこに位置付けるかということを決めるものでございます。これが新たに制定するという内容のものでございます。以上3件の規則制定及び改正についてご説明させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

(齋藤委員)

形式の質問なのですが、2ページの真ん中の別表第3の右側の改正後が削除となっているのは、これはどういうことでしょうか。

(教職員課長)

高等学校の給料表と幼稚園の給料表と統合して、教育職の給料表になったということで、別表第2の表と同じになるということです。

(出光委員)

3ページの改正理由の二つ目のところで、今お話をいただきました「職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない」ということなのですが、これをやってしまうと、みなさんのモチベーションが下がるとか、特にそのようなことはないのでしょうか。

(教職員課長)

毎年昇給をしていき、最高号給に達しますと、それ以上は超えることはないということなのですが、今回、現教職員の年齢等を勘案しまして、必ずそれを超えることはないという形で給料表を作っております。

(出光委員)

とても優秀な先生だから従前の号級から大幅に上がるなどの飛び級のような制度はないのですか。

(教職員課長)

2級から3級へは、教諭から教頭や校長になることになり、例えば1級から3級にあがることは、つまり職務上では教諭からいきなり校長になることになり、現実的にはまずあり得ません。これまでは同一の級のなかで1号・2号・3号に分かれており、年1回昇給しておりました。しかし今回これまでの1号分を細分化して4分割にすることによって、今委員が申されたように、非常に

優秀な教員は年4号ではなく、年6号分昇給させたり、またその逆の教員の昇給は4号分未満とするような形で、その差を設けることができる形にするために4分割するものです。

(齋藤委員)

今の昇給に関して、4つあげるとかというのは、校長先生の判断ですか。その査定はどこでするのでしょうか。

(教職員課長)

現在では新しい給料表になってすぐに、査定昇給というのは導入されておられません。今後こういう方向性が有り得るということでございます。その場合に査定するのは校長先生となります。

他に質問はなく、次の報告事項を聴取。

(総務課長)

「教育基本計画アクションプランの策定について」ご説明いたします。

本市では、平成13年度に、「多様な価値観をもつ人々と『共生』し、いきいきとした『交流』を通じて、自分らしさを『創造』する」ことを基本理念として、横須賀市教育基本計画を策定いたしました。

教育基本計画は、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ、3年ごとに見直しを行うものとしておりますので、平成16年度に見直しを行い、学校教育分野において重点的に取り組む行動計画としてのアクションプランを策定いたしました。このアクションプランの計画期間は、本市実施計画の期間と合わせて、平成17年度、18年度の2カ年としており、今年度、新しいアクションプランを策定いたしました。この新しいアクションプランには、89件の事業を位置付けています。内訳としましては、本市の実施計画に位置付けている事業が27件、一般の予算事業が12件、予算事業の一部が39件、予算措置のない事務事業が11件となっております。89件の事業のうち、教育委員会が所管する事業が60件、他部局（企画調整部、市民部、健康福祉部、こども育成部、環境部、都市部、消防局）が所管する事業が29件となっております。

今後、このプランに基づき、効果的な施策・事業を展開し、教育基本計画の推進を図ってまいります。策定に当たっては、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で構成する教育基本計画推進委員会（15名）と、教育委員会事務局各課で構成するプロジェクトチーム（12名）で検討を行ってまいりました。

新しいアクションプランの特徴は、3点ございます。1点目は、教育基本計

画の着実な推進を図るために、施策展開の年次を明示した具体的な事業を掲載したこと、2点目は、学校教育分野だけではなく、広く生涯学習全体にかかわる事業を位置付けたこと、3点目は、計画期間は、本市実施計画の期間と合わせ、平成19年度から平成21年度までの3カ年とし、次期アクションプランの策定期間を平成21年度としたことです。今後このプランに基づきまして効果的な施策・事業を展開して、教育基本計画の推進を図ってまいります。

(奥寺委員長)

この前のアクションプランの進行状況は、どの程度まで達成できたのですか。

(総務課長)

17年度のアクションプランについては、先だって教育基本計画の推進委員会で評価いたしまして、概ね良好に進行しております。

(出光委員)

このアクションプランというのは、教育委員会にホームページなどで閲覧できるものですか。つまり内部的な計画ではなく、その内容を対外的に発信したりしているものですか。

(総務課長)

学校教育の分野だけでなく、生涯学習、社会教育、家庭教育などに踏み込んだほとんど全ての教育の分野を網羅している計画となっております。このプランにつきましては、教育委員会のホームページに全て掲載されていますので、市民の方が閲覧できます。

(出光委員)

今後はひとつひとつの進捗率がわかるようになると、市民の方にはより良いものになるものではないかと思いました。

(三浦委員)

52ページの学校規模の適正化のところ、適正配置計画の策定がありますが、実は先日、桜台中学校の卒業式に出席した際に、統合について生徒が入学時には知らずに、入学してから統合が決まったという話を聞きました。このような計画というのは事前に、その都度公開されるのでしょうか。

(学校再編担当課長)

今委員からご質問がありました学校の統廃合の計画というところでございますが、実は来年度に入りまして、上半期4月から9月くらいの中に、適正配置に関する実施計画を作ってまいります。その実施計画のなかに、実際に横須賀市内に小規模の学校であるとか、学区が入り組んでいる学校であるとか課題が多々ありますので、それを解決するための地域別協議会というのを、どのような順番で作っていくかを、4月から9月までの間の計画で位置付けてまいります。計画はこれから作っていきますので、19年度・20年度・21年度を「-」で示してあり、ここにいくつおこなうというのは、これからなので示せませんでした。桜台中学校の統合の際には、やはり反対運動がおきました。それはなぜかと申しますと、いきなり教育委員会が案を持ってきたというご批判をいただきましたので、そのようなことのないよう、地域に入って地域別の協議会で、どうあるべきかということをご様子と教育委員会と一緒に検討して、子ども達にとって一番良い姿というのを双方合意のもとで決めていきたいと考えています。

他に質問はなく、次の報告事項を聴取。

(学校再編担当課長)

「桜台中学校と坂本中学校の統合について」ご報告いたします。

平成16年の10月22日に当教育委員会で統合について議決決定をいただきました桜台中学校と坂本中学校の統合でございますが、今年の4月1日に統合して新しい坂本中学校になることとなっております。その間、条例改正や学区の指定で、委員の方々にはいろいろご審議いただきました。その統合に先立ちまして、本年の3月23日(来週の金曜日)、10時40分から桜台中学校の体育館におきまして、閉校式でございますが、桜台中学校の感謝の会を行います。その閉校式に先立ちまして、3月23日というのは学年末にあたります。終了式が8時45分から、教職員の離任式というのは通常であれば4月に行われるのですが、学校自体がなくなりますので、やはり同じ日に行います。その後、教育委員会主催で、感謝の会を行います。感謝の会の式次第については、ご覧のとおりでございます。昨年もやはり3月に陽光小学校と鶴久保小学校の統合の際に行いました陽光小学校の閉校式と、ほぼ同じ内容になってございます。私どもが思い出のシーン等をカメラにおさめておりますので、それを投影したり、校長から教育長に校旗の返還をして最後を締めるといような式典になっております。以上桜台中学校と坂本中学校の統合についての報告を終了させていただきます。

(齋藤委員)

先日、坂本中学校の卒業式に行かせていただきました。その際に校長先生から、連絡通路などの工事も着々と進み、教育委員会のご援助をいただいて、交流も積極的にやっていますということで、坂本中学校の方からの話ではうまく進んでいる感じでした。これから学校が新しくなり、いろいろと子ども達がうまく溶け込めるように、教育委員会としてバックアップしていかなければいけないだろうと思いますので、今後とも上手に見ていっていただきたいと思います。

(出光委員)

この式次第をみているだけで、感傷的になってしまうのですが、ちなみに去年の陽光小学校の場合は、どんな様子だったか教えてください。

(学校再編担当課長)

丁度、陽光小学校の校長が、その年退職でしたので、その前の終業式、退任式から泣かれていました。卒業生の方も何人かお見えになっていらっしゃって、やはり感動的だったというか、学校が閉まってしまうということで感傷的になられている方もいらっしゃいました。概ね式としては評判がよかったという風に私どもは感じております。

他に質問はなく、次の報告事項を聴取。

(学校再編担当課長)

本年の4月の中学校入学者に係る「学校選択制に関するアンケート集計結果について」報告いたします。資料の4ページをお開きください。調査の概要ですが、中学校の学校選択制につきましては、中央ブロックの4校、中央ブロック及び衣笠ブロックの8校での2ヵ年の試行を踏まえ、17年度からは全市の49校で実施し、全市導入の3年目であります。この全市での学校選択制導入後の検証や課題の整理、また翌年度以降に向けてより充実した制度運営を検討するためにアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの対象は、小学校につきましては、本年4月に実際に中学校へ進学する小学校6年生の児童と保護者について、全48校から各校1クラスを抽出し、教員につきましては全48校のうち16校を抽出いたしました。中学校につきましては、全25校の1年生各校1クラスを抽出し、教員につきましては全25校のうち8校を抽出いたしました。対象の小中学校は5ページのとおりです。実施期間は、平成19年2月1日から9日の期間に行いました。配布数及び有効

回答率等をご覧のとおりです。

それでは、アンケート結果の概要について説明いたします。アンケートは、「小学校 6 年生の保護者」、「小学校 6 年生の児童」、「中学 1 年生の生徒」、「教員」について行っておりますが、属性で共通の項目につきましては、「小学校 6 年生の保護者」のページで説明いたしますが、その他の属性につきましては、恐れ入りますが後ほどご確認ください。

学校の選択状況をご覧ください。学校選択制により学区外の中学校を選択した児童は 324 人で全体に対しては 8.3%でした。なお、前年度は 8.6%、322 人、前々年度は 8.8%、330 人となっています。

学校の情報を得た方法をご覧ください。「兄弟が通学している」「友人からの情報」「教育委員会作成のパンフレット」が 30%ですが、実際に選択した人では「友人からの情報」が 57%、「実際に中学校を見学して」が 42%という高い回答です。

学校を選んだ理由をご覧ください。「学校の近さ・通学のしやすさ」「仲のよい友だちと同じ学校に」「地元の中学校」というのが、昨年度同様、上位（5～7割）を占めています。この他、学校選択制で学区外の中学校を選択した人では、「仲のよい友だちと同じ学校に」「学校の近さ・通学のしやすさ」「部活動の状況」というのが 3割～4割前後あり、特に中1生徒は「仲のよい友だちと同じ学校に」という理由で半数以上が選択しています。

中学校の学校選択制についての支持をご覧ください。中学校の学校選択制に対する支持の割合は、保護者、中1生徒、教員とも昨年度とほぼ同様の傾向です。一方、不支持の割合についても、保護者、中1生徒、教員とも昨年度とほぼ同様の傾向であります。全体的にみて、一昨年、昨年とも、それぞれの属性別の推移はないが、保護者、生徒の支持の高さに比べて、教員の支持が低いことが伺えます。

制度の充実のために今後、必要だと思ふことをご覧ください。保護者の 6割、教員の 7.5割が、「中学校の情報をもっと流す」と回答しています。「中学校の情報をもっと流す」と回答した保護者うち、7割が「学校だよりやパンフレットの配布」を希望しており、教員では7割が「中学校で学校説明会を開催する」と回答しています。「中学校の情報をもっと流す」ことについては、今年度の教員の意見の中で大きくアップしており、特に小学校の教員が中学の情報をながすことを希望しています。逆に、中学校の教員からは、もっと中学校のことを知っていてほしいという意見も伺えます。

受入枠を超えた場合の抽選の実施についてをご覧ください。保護者の 4割、教員の 5割が「抽選はやむを得ない」としています。注目すべきは、保護者の 3割が「希望者全員を受け入れるべき」としているのに対し、教員は 1.5割に

とどまっている点です。逆に、「抽選は行うべきではないので学校選択制もやめるべきである」という回答は、教員では2割になり、保護者は1割にとどまっています。

選択できる中学校の範囲をご覧ください。保護者、教員では半数近くが「現行の範囲（ブロック内および隣接学区）」を支持している。

「市域全体」を望む意見は、保護者で30%、中1生徒で36%、教員で11%となっています。いずれの属性でも、現行より狭い範囲を支持した回答は、3割以下でした。

保護者の意識をご覧ください。「もともと学区の学校へ通うつもりで関心はなかった」「以前と比べて関心が高まった」とする人が、それぞれ4割前後でした。「自分で選んだ中学校であるという意識を持った」人も2割います。この他、学校選択制で学区外の中学校を選択した人では、「自分で選んだ中学校であるという意識を持った」「以前と比べて関心が高まった」という回答が5割以上あります。

小学校6年生の意識をご覧ください。「もともと学区内の学校へ行くつもりで関心はなかった」という回答が半数ありました。一方、「自分で選んだ学校であるという意識が高まった」「中学校への関心が高まった」とする回答も10数%ありました。

中学1年生の意識をご覧ください。「何も変わらない」とする人が3.5割である一方、学校選択制で学区外の中学校を選択した中学生の5割近くは、「行きたい学校に通えてよかった」「自分で選択した学校であるという意識がある」と回答しています。

教員が感じる学校選択制のメリットとデメリットをご覧ください。選択制のメリットとして「保護者・児童の選択の自由度が高まる」とする教員が5割、「通学の利便性を図ることができる」とする教員が4割あります。メリットは「特になし」とする人は11%です。デメリットとしては、「学校間の格差が広がる」「生徒指導が広域化し困難になる」「小規模校の過小規模化が進む」「年度によって生徒数が大きく変わる」とする教員が6～7割あります。また、「通学上の安全確保ができなくなる」「地域との関係が希薄になる」という回答も5割ありました。

小学校への学校選択制の導入について、導入に賛成しているのは、保護者では2.5割、教員では1割であり、保護者の4割近くは「分からない」としています。導入に反対しているのは、保護者では3.5割、教員では7割近くにのぼっています。導入反対の理由としては、多くの人が、通学上の安全確保の問題、地域との関係を挙げています。保護者、教員とも、ここ数年で、「導入した方がよい」が減少し、「導入しない方がよい」が増加傾向にあります。以上でアンケート

ート結果の概要についての説明を終わります。

アンケート結果からも非常に多くの保護者、教員の意見として、中学校からの情報提供を求められております。そこで、各中学校に対して前年にも増して、あらゆる機会を利用して積極的に情報発信を行うよう要請して参るとともに、教員に対しても本制度の理解を深めてもらうため、説明会等の企画を考えております。また、全市実施3年を経過し、特に本年は抽選も実施いたしましたので、本制度の運用についてより利用しやすい制度となるよう見直しを行ってまいりる考えでおります。以上、学校選択制に関するアンケート集計結果を報告いたします。

(齋藤委員)

2点あるのですが、1つは学校選択制の導入について、先生方が比較的、特に中学校の場合は、反対が多いということなのですが、小学校の導入については、17ページの表を見ますと、先生方67%が導入しない方がいいということで、どちらも、反対が多いのですが、先生方が導入に消極的な理由は何かということと、もう1点は反対意見のもとになっている危惧というものが、何年間かやってみて学校間の格差がやっぱり広がっているのか、地域との関係が希薄となっているのか、あるいはそうではないのか、そのあたりは何年間かやった結果についてどのように教育委員会は捉えているのですか。

(学校再編担当課長)

最初のご質問ですが、小学校の導入については、小学校の学校選択制を行う場合、やはり1年生からになります。1年生だと6歳でまだ小さいです、すると近所でない学校を選択できるかということがございます。それから選択したとして、近所ではなく遠いところに通うことになるケースが多くなるので、それが可能かという問題があります。通学の安全性や本人の意思がどうかというところがあって、そのような理由により小学校の導入に反対の意見が多いのではないかという方に思っているようで、教育委員会でも同様に考えています。ただ、選択制自体に教員が反対しているということについては、去年の4月に同じ報告をさせていただいた際に、齋藤委員からご意見いただきましたように、教員にこの制度が浸透するようにわたしたちも努めているのですが、肌で感じる感覚としては、教員からは例えば、今までだったら、Aという中学校だと、小学校の通学してくるのが、B・C・D3校くらいで済んでいたのが、それが極端な学校は10何校からくるようになりました。そうしますと生徒指導の範囲が広がる、それにより地域との関係性の希薄化が進むということも多く聞いております。例えば生徒指導が広域化するということは、端的にいうと、

家庭訪問に行く際、選択範囲が大きくなったなどと、校長先生にお伺いしたのですが、家庭訪問ではなくて実態調査、どういう地域に住んでいるのかということ、先生が回るだけにして、実際に保護者の方とは学校に来ていただいて面談するとか、そういった工夫を学校ではしているというようなことを聞いています。そのようなケースも含めて、今後教育委員会では教員の理解を得るための説明会などを実施して、教員に理解を得られる制度にしていきたいと考えています。

（齋藤委員）

現場の先生方は、何年かやってみて現実的に以前と比べ学校間格差が広がったと思っているのでしょうか。それとも広がることを危惧されているのでしょうか。

（学校再編担当課長）

毎年多く選ばれる学校と、逆に本来学区の生徒が他に行ってしまう学校というのが、毎年同じになる傾向は出ています。それが格差というかどうか、学区が入り組んでいるような場合もあって、学区外だけこちらの学校の方が近いというような場合もあります。そういったことも今後学校の再編をするうえで是正しなければいけないと思っていますし、今委員がご質問の格差というのが、たしかに部活の数であるとか施設的な運動場とかそういう問題もあろうかとは思いますが、一概に、生徒がそういった理由で選んだわけではなく、仲のいい友達で選ぶことも多いので、そういったことではなく選ばれているのではないかと感じていますし、また校長先生・教頭先生・先生方とお話する機会があるのですが、聞いてもそういったことではないようなことを聞いております。

（齋藤委員）

この制度がうまく定着していくためには、このような反対意見を、調整というデータを集めて調べていくことが大事だと思います。

（出光委員）

選択制があるというのは私達の時代にはなかったことで、選択肢が広がるということは概ね良いことだと思います。ただ、37ページの、受入枠を超えた場合の抽選の実施についての3番で、抽選に漏れても指定変更で入れる方法があり、とあるのですが、これはちょっと違和感を覚えます。この辺りの整備状況は途上ということなののでしょうか。

(学校再編担当課長)

学校選択制はもともと理由を問わない制度であります。本来通う A という中学校ですが、ブロック内や近隣で、 B ・ C ・ D など 4 つ ・ 5 つ 選べる、その選ぶ理由については問わない、ということで、選択制を運用しています。

それと全く違う制度としまして、通学区域の運用の弾力化ということで、わたくしどもは、この地域は A という学校でも B という学校でもいいというのを設けています。それは、指定変更承認地域といえます。

また個別事由というのもございます。これはお子さん一人一人のいろいろな事情で、身体的な理由であるとか、いじめを受けていたから、いじめを受けた子ども達とは同じ学校に行きたくないとか、そういう個別の理由で小学校長の判断があれば、本来 A なのだけこの子は、 B にっていいですよ、というのを選択制とは別に運用しています。

これはいろいろな事由を抱えている家庭の方、お子さんや個々に抱えているお子さんもいらっしゃいますので、そのような運用で弾力的に教育委員会は実施しております。ですから、全く別な制度なのですが、選択制の抽選で落ちた場合に、指摘にあるように、個別理由で申し立てを受けた場合は、その理由が相当と認められる場合には、入学を許可しなければいけないというのが現状です。ですから、教員の方はこのように感じられるのかも知れないのですけれども、全く別の制度で、ただ個々の事情によって教育委員会は弾力的にやっているという現われなのかなと思っております。

(出光委員)

例えば自分で選んだ学校に中 1 で入りますよね。やっぱりちょっと違ったということで、これは小学校も含めてなのですが、転校は可能なのですか。

(学校再編担当課長)

それは可能です、ただし事由にはよります。これは選択制ではなく個別の事由でございます。いろいろな理由で転校される方もいらっしゃいますし、逆に転居しても同じ学校に通う方もいらっしゃいます。それは様々です。

他に質問はなく、次の報告事項を聴取。

「横須賀美術館の開館について」及び「横須賀美術館レストラン「アクアマーレ」の営業について」

(美術館開設準備室長)

横須賀美術館の開館が4月28日に迫ってまいりました。開館についてご説明いたします。内容は、開館にあたって開催する内覧会や開館式典、オープニングイベント及び開館記念展覧会の概要になります。

説明資料の1ページをご覧ください。まず、1の内覧会については、記載のとおり4月25日から3回行う予定です。4月25日は、地元の方を対象にした内覧会です。対象は、美術館の両隣の三軒谷町内会と走水町内会の方々、そして鴨居の連合町内会の役員の皆様をご招待いたします。10時から19時の間、自由に展覧会をご観覧いただきます。

続いて、26日には美術関係者の内覧会を行います。対象は、作品の寄贈者や他の美術館関係者、展覧会の関係者等をお招きいたします。内容は、14時に開場し、自由に展覧会を観覧いただきますが、15時から簡単な飲食によるご歓談の時間を設けます、その後、終了の18時まで、自由に展覧会を観覧できます。

27日には、教育委員の皆様を含め、市議会議員の皆様をはじめ、地元選出の県会、国会議員、官公庁関係、町内会関係、商工会議所などの方々をお招きします。300人程度を予定しています。内容は、美術関係の内覧会とほぼ同様ですが、15時から式典を行います。主催者の挨拶や来賓の祝辞等のあと、ご歓談いただき、18時の終了まで自由に展覧会をご覧いただきます。なお、マスコミ関係者の方には、26日、27日の両日設定をし、都合の良い方に出席いただくことを考えています。なお、4ページに各催しの位置関係を示した位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

続いて、2の開館式典です。開館はあまり派手に行わないことを考えております。記載のとおり美術館の正面玄関において、浦賀中学校吹奏楽部による演奏と市長及び公募の小学生6名によるテープカットで当日の来館者の方々とともに開館を祝います。2ページをご覧ください。3のオープニングイベントです。開館を盛り上げることを目的にゴールデンウィークの期間中に実施いたします。主な内容ですが、まず、市民ボランティアの方々によるアートイベントで2つの企画を考えております。1つは、屋外広場に大きな布を敷き、その布を、身体全体を使って染めてもらうというもので、ガリバー・キャンバスと名づけました。写真はボランティアの方々が、実際にペイントを行なっているところです。ゴールデンウィーク前半の4月28日から4月30日にかけて行います。2つ目は、レンガに自由に顔を描いていただき、屋外広場に横須賀美術館の文字の形に並べます。「顔かおレンガ」と名づけました。こちらは、ゴールデンウィーク後半の5月1日から5月6日まで行います。いずれも子供から大人まで自由に参加でき、屋外広場全体を使ったダイナミックなアートイベントになります。次に、大道芸です、4月28日から3日間、屋外で、3～4組のアー

チストによる、ジャグリングやコメディ・パペットなどで、一日3ステージ程度披露していただきます。次に、スタンプラリーです。4月28日から4月30日の3日間行います。美術館に訪れた方に観音崎公園を回遊していただき、公園の魅力を知ってもらいます。観音崎灯台や観音崎青少年の村、観音崎自然博物館などを巡り、ゴールの美術館で参加賞をプレゼントします。1日1,000人程度の参加者を予定しています。最後にステージイベントです。5月3日から5日まで行います。市民の方々による音楽演奏と、5日の子供の日には、子供向け企画として観音崎にゆかりのあるガリバーをテーマにしたショーを行います。

続きまして、4の開館記念展覧会です。常設展である谷内六郎館を含め3本の展覧会を開催します。まず、特別展として、「近代日本美術を俯瞰する展」を開催します。横須賀美術館のコレクションからえりすぐった作品を軸に、各地の美術館から借用した横山大観や岸田劉生、安井曾太郎など日本を代表する巨匠の作品を加えた、名品約100点による構成にさせていただきます。そして、2つ目は、「生きる」展～現代作家9人のリアリティ～です。これは、「生きる」というテーマによる、ヤノベケンジや清水慶武、舟越桂、石内都など著名現代作家、9人の展覧会です。「生きる」にまつわる様々なイメージを、現代にふさわしい表現として発表いただき、子供から大人まで刺激を与える展覧会といたします。写真は、ヤノベケンジの代表作「ジャイアント・トラヤン」です。アルミで覆われた高さ約7mの巨大な子供型ロボットで、巨大なため、地下の展示ギャラリーに展示します。玄関に入ってすぐご覧になれるので、子供たちの人気の的になることを期待しています。3つ目は、常設展となる谷内六郎館です。六郎館のオープン展示は、週刊新潮の表紙絵原画を昭和31年の創刊号から約100点、展示します。

表紙絵のほぼ全てを収蔵し、常設展示していくのは、横須賀美術館が初めてとなります。日本全国の谷内ファンが集まってくれることを期待しております。

続きまして、4の観覧料です。企画展の料金は、記載のとおり、一般900円、大学生、高校生と65歳以上の方は700円を予定しております。ただし、市内在住、在学の高校生は無料です。なお、この料金には常設展である谷内館の観覧料を含みます。常設展の観覧料は記載のとおりです。

5ページをご覧ください。美術館前の電線地中化の状況でございます。美術館正面の電柱を4本抜柱いたしました。上の写真は、美術館の屋上から東京湾を望んだところでございます。電線が無くなりましたので、雄大な景色をすっきりとお楽しみいただけるようになりました。

下の写真は、観音崎のボードウォークから美術館の正面を撮影したものでございます。これも美術館の建物をクリアにご覧いただけるようになっております。

続きまして、横須賀美術館のレストラン「アクアマーレ」の営業についてご説明いたします。6ページをご覧ください。昨年3月にレストラン事業者を選考し、以後、美術館の開館準備とともに、レストラン事業者と打合せを重ね、開店準備を進めてきましたが、営業の概要がまとまりましたので、ご報告いたします。レストランのオープンですが、美術館開館と同じ4月28日となります。営業日ですが、美術館の開館日は営業し、美術館と同様、休業日は毎月第1月曜日となります。営業時間ですが、美術館が開館している間は、レストランも営業しますが、美術館閉館後も夜9時半まで営業いたし、夕食もお楽しみいただけます。主なメニューですが、1日の時間帯をカフェタイム、ランチタイム、ディナータイムと分け、その時間帯のお客様にあった営業を行います。午前中はカフェタイムとし、お飲み物のみとなります。ランチタイムは、お食事の方もお飲み物のみの方もご利用できます。ランチメニューですが、資料のとおり、地場の食材を用いてお得感のあるランチプレートから、コースもご用意いたします。魚介類は、横須賀魚市場や佐島漁港から、野菜は、三浦、葉山、鎌倉など近隣の市場から調達するなど、地元の食材も用いた素材感のあるメニューをご用意する予定です。夜の営業はコースを中心に、それなりの価格となりますが、落ち着いた雰囲気の中でお食事を楽しんでいただくことができます。開館記念のメニューとして、「アクアマーレ カラフルプレート」をご用意する予定です。シェフ厳選素材をたっぷり盛り込んだ期間限定のメニューとなります。レストランのスペースは、記載のとおり約200平方メートルです。レストランのホール部分で約122㎡です。座席数は、約50席となりますが、季節の良いときには、テラス席もご用意し、観音崎の自然を感じながら、お茶やお食事を楽しんでいただくことができます。以上で説明を終わります。

(三浦委員)

美術館の開館時間というのは何時から何時までですか。

(美術館開設準備室長)

開館時間は、10月から4月までは、午前10時に開館して午後6時に閉館です。ゴールデンウィーク期間中は午前10時開館の午後8時閉館です。それから6月から9月の間までは、午前10時開館午後7時閉館となります。

なお、6月から9月までの土曜日は午前10時開館、夜8時閉館としております。

(田中教育長)

教育委員の皆さんにこの日に来ていただければというのがあれば。

(美術館開設準備室長)

先程申し上げましたように内覧会を3日行いますので、27日の内覧会にぜひお越しいただければと思います。2時に開館して、1時間ほど会場をごらんいただいた後、3時から式典を行います。

特に質問はなく日程は終了した。

6 閉会及び散会の日時

平成19年3月16日(金) 午前10時20分

横須賀市教育委員会

委員長 奥 寺 康 彦